



りそな銀行アジアニュース

平成 21 年 11 月 30 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所/華南】

来料加工廠（工場）の法人転換支援ガイドラインについて

中国広東省工商行政管理局は7月7日、『来料加工廠（以下、「工場」と表記）等の法人転換を全力で支援することに関する指導意見』の通知（粵工商企字〔2009〕317号）を公布しました。この通知では、「工場」の法人転換に関する手続簡素化や、従来規定の緩和等を規定しており、特に法人転換後の中国国内販売に関して、従来の通知より改善が加えられています。主な内容は以下の通りです。

No	項目	主な内容
1	転換可能な法人形態多様化	「工場」は、外商投資企業(独資・合弁・合作)の他、中国側出資者が経営を継承する場合は中国内資企業に転換でき、転換後の法人形態に対する優遇措置を享受することができる。委託加工業務は経営範囲の変更を併せて行うことにより継続が可能。
2	営業許可証の法人転換前発行	認可当局は申請企業に対し法人営業許可証（法人資格を証するのみで経営活動は不可：1年間有効）を発行し、法人転換関連手続を先行して行えるようにする。正式な法人営業許可証を取得後、経営範囲の変更申請を行う。
3	営業を中断せずに法人転換	現存する「工場」と同住所にて法人登記を行うことができるが、登記後1年以内に法人転換手続（関連許可可文書の変更、委託加工の取消等）を完了させる。
4	転換前「工場」と同一商号の使用	法人転換後も「工場」の名称を変更せずに継続使用できる。社名には従来の名称に“有限公司”または“(股)有限公司”の文字を追加することができる。
5	転換時の出資払込に関する制限緩和及び費用低減	出資金払込期間の制限に関し、分割払込を許容の上、初回払込期限を撤廃し、2年以内に全額払い込めばよいこととする。また、現金と現金以外の出資比率制限を撤廃する。更に企業の法人転換登記に関連する費用を低減する。
6	転換手続の簡略化	法人転換登記の際、施設に増改築がない場合、転換前の消防・環境保護等の各種許可証を継続して使用でき、住所変更もない場合には、所在地を証明する資料の提出も免除する。認可当局は手続受付専用窓口を用意する。
7	法人転換に対する行政指導強化	各工商行政管理局は、「工場」に対し、法人転換に関連する政策への理解を深め転換を積極推進する。対象の多い深セン、東莞、惠州等では「法人転換行政指導手帳」を作成し、法人転換への対応を強化する。
8	国内流通市場への監督、管理の強化及び国内流通チャネルの確保	法律遵守への監督を強化し、特に大規模小売業者が優越的地位を濫用し仕入先に対するリベート支払いの強制や指定商品の購買強制等を行うことを違法行為として厳格に処罰する。公正な競争ができるよう転換法人の国内流通チャネルを確保する。
9	「工場」の調査・分析強化	対象の多い深セン、東莞、惠州等の市工商行政管理局は、「工場」に対する調査・分析機能を強化し、動向の現状把握に努める。重大な変化が生じた場合、上級主管部門に報告する。
10	政府各部門の協調による全面的支援	各地方政府・法人転換認可部門・工商行政管理部門は、対外経済貿易・公安・財政・税関等の関連機関と協調を図り、円滑な法人化へ向けたサポートを確実に行う。

【出所:広東省工商行政管理局公告〔2009〕317号】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京)電話 03-5223-6672
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。

* 禁無断転載